

第5編

個別対策計画編

目 次

第1章 航空災害対策計画	1
第1節 災害予防計画	1
第1 茨城県の航空状況	1
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1
1 情報の収集・連絡体制の整備	1
2 災害応急体制の整備	1
3 救助・救急、医療及び消火活動への備え	2
4 緊急輸送活動への備え	2
5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え	2
6 防災関係機関の防災訓練の実施	2
第2節 災害応急対策計画	3
第1 発災直後の情報の収集・連絡	3
1 航空事故情報等の収集・連絡	3
2 航空事故情報等の収集・連絡系統	3
3 応急対策活動情報の連絡	4
第2 活動体制の確立	5
1 町の活動体制	5
2 広域的な応援体制	5
3 自衛隊の災害派遣要請	5
第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	5
1 捜索活動	5
2 救難、救助・救急及び消火活動	5
3 資機材等の調達等	5
4 医療活動	6
第4 避難勧告・指示・誘導	6
第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	6
第6 関係者等への的確な情報伝達活動	6
1 情報伝達活動	6
2 関係者等からの問い合わせに対する対応	7
第7 遺族等事故災害関係者の対応	7
第8 防疫及び遺体の処理	7
第2章 道路災害対策計画	9
第1節 災害予防計画	9
第1 城里町の道路交通状況	9
第2 道路交通の安全のための情報の充実	9

1	気象情報の伝達	9
2	道路の異常に関する情報の収集・伝達	9
第3	道路施設等の管理と整備	9
1	管理する施設の巡回及び点検	9
2	安全性向上のための対策の実施	9
第4	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	10
1	情報の収集・連絡体制の整備	10
2	災害応急体制の整備	10
3	救助・救急、医療及び消火活動への備え	10
4	緊急輸送活動への備え	10
5	危険物等の流出時における防除活動への備え	11
6	関係者等への的確な情報伝達活動	11
7	防災訓練の実施	11
8	応急対策のための資機材等の整備、備蓄	11
9	災害復旧への備え	11
第5	防災知識の普及	11
第6	再発防止対策の実施	11
第2節	災害応急対策計画	12
第1	発災直後の情報の収集・連絡	12
1	道路災害情報等の収集・連絡	12
2	道路災害情報等の収集・連絡系統	12
第2	活動体制の確立	13
1	町の活動体制	13
2	道路管理者の活動体制	13
3	広域的な応援体制	13
4	自衛隊の災害派遣要請	13
第3	救助・救急、医療及び消火活動	13
1	救助・救急活動	13
2	医療活動	14
3	消火活動	14
第4	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	14
第5	危険物の流出に対する応急対策	14
第6	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	14
第7	関係者等への的確な情報伝達活動	14
1	情報伝達活動	14
2	関係者からの問い合わせに対する対応	15

第8	防疫及び遺体の処理	15
第3章	危険物等災害対策計画	17
第1節	災害予防計画	17
第1	危険物等災害（各災害共通事項）	17
1	危険物等関係施設の安全性の確保	17
2	災害応急対策、災害復旧への備え	17
3	防災知識の普及、住民の訓練	18
第2	石油类等危険物施設	19
1	施設の保全	19
2	石油貯蔵タンクの安全対策	19
3	保安体制の確立	19
第3	高圧ガス・火薬類	20
1	一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策	20
2	毒性ガス対策	20
第4	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故	20
第2節	災害応急対策計画	21
第1	発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）	21
1	災害情報の収集・連絡	21
2	災害情報の収集・連絡系統	21
3	被害状況の収集・把握	23
4	災害情報の通報	23
5	住民等への情報提供	23
第2	活動体制の確立（各災害共通事項）	23
1	町の活動体制	23
2	事業者の活動体制	23
第3	石油类等危険物施設の事故	23
1	危険物火災等の応急対策	23
2	危険物の漏洩応急対策	24
3	浄水の安全確保	25
第4	高圧ガス、火薬類の事故	26
1	一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策	26
2	毒性ガス応急対策	26
第5	毒劇物多量取扱施設の事故応急対策	27
1	漏洩事故	27
2	浄水の安全確保	27
第6	放射線使用施設等の事故応急対策	27

第7	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故	28
1	原子力事業者等の対策	28
2	町の対策	28
第8	避難誘導対策	28
第9	捜索・救出・救助対策	28
第10	応援要請対策	29
1	自衛隊の災害派遣要請	29
2	応援要請	29
第11	医療救護対策	29
第12	緊急輸送の確保	29
第4章	大規模な火事災害対策計画	31
第1節	災害予防計画	31
第1	災害に強いまちづくり	31
1	災害に強いまちの形成	31
2	火災に対する建築物の安全化	31
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	31
1	情報の収集・連絡体制の整備	31
2	災害応急体制の整備	32
3	救助・救急、医療及び消火活動への備え	32
4	緊急輸送活動への備え	32
5	避難収容活動への備え	32
6	被災者等への的確な情報伝達活動関係	33
7	防災関係機関等の防災訓練の実施	33
第3	防災知識等の普及	33
1	防災知識の普及	33
2	防災関連施設等の普及	33
第2節	災害応急対策計画	34
第1	発災直後の情報の収集・連絡	34
1	災害情報の収集・連絡	34
2	通信手段の確保	34
第2	活動体制の確立	35
1	町の活動体制	35
2	広域的な応援体制	35
3	自衛隊の災害派遣	35
第3	救助・救急、医療及び消火活動	35
1	救助・救急活動	35

2	資機材等の調達等	35
3	医療活動	35
4	消火活動	35
第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	35
1	交通の確保	35
第5	避難収容活動	36
1	避難誘導の実施	36
2	避難場所	36
3	要配慮者等への配慮	36
第6	施設及び設備の応急復旧活動	36
第7	関係者等への的確な情報伝達活動	36
1	情報伝達活動	36
2	関係者からの問い合わせに対する対応	36
第8	防疫及び遺体の処理	37
第5章	林野火災対策計画	39
第1節	災害予防計画	39
第1	林野火災に強い地域づくり	39
1	林野火災予防対策	39
2	林野火災特別地域対策事業の推進	39
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	39
1	情報の収集・連絡関係	39
2	災害応急体制の整備	40
3	救助・救急、医療活動への備え	40
4	消火活動への備え	40
5	緊急輸送活動への備え	40
6	避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え	40
7	防災関係機関等の防災訓練の実施	40
第3	防災活動の促進	41
第2節	災害応急対策計画	41
第1	発災直後の情報の収集・連絡	41
1	林野火災情報の収集・連絡	41
2	林野火災情報等の収集・連絡系統	41
3	応急対策活動情報の連絡	42
第2	活動体制の確立	42
1	町の活動体制	42
2	広域的な応援体制	42

3	自衛隊の災害派遣	42
第3	救助・救急、医療及び消火活動	42
1	救助・救急活動	42
2	医療活動	42
3	地上消火活動	42
4	空中消火活動	43
第4	緊急輸送のための交通の確保	43
1	交通の確保	43
第5	避難収容活動	43
第6	施設、設備の応急復旧活動	44
第7	関係者等への的確な情報伝達活動	44
1	情報伝達活動	44
2	関係者からの問い合わせに対する対応	44
第8	二次災害の防止活動	44

第1章 航空災害対策計画

第1章 航空災害対策計画

本計画は、町域において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

第1 茨城県の航空状況

茨城県には、公共用ヘリポートが1か所（つくば）、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻、茨城県庁）及び自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。城里町には飛行場等はないが、県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されており、航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

町防災関係機関は、以下の点について平常時より十分な備えをしておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、次の対策を講じるとともに、関係機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

ア 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

イ 民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、第2編第1章第7節「情報通信ネットワークの整備」に準ずる。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶、航空機等の整備に努める。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第2編第1章第11節第8「医療救護活動への備え」に準ずる。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第2編第1章第11節第6「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施する。

(1) 信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交管理体制の整備に努めるものとする。

(2) 災害時の交通規制を円滑に行うため、整備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努める。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

町は大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

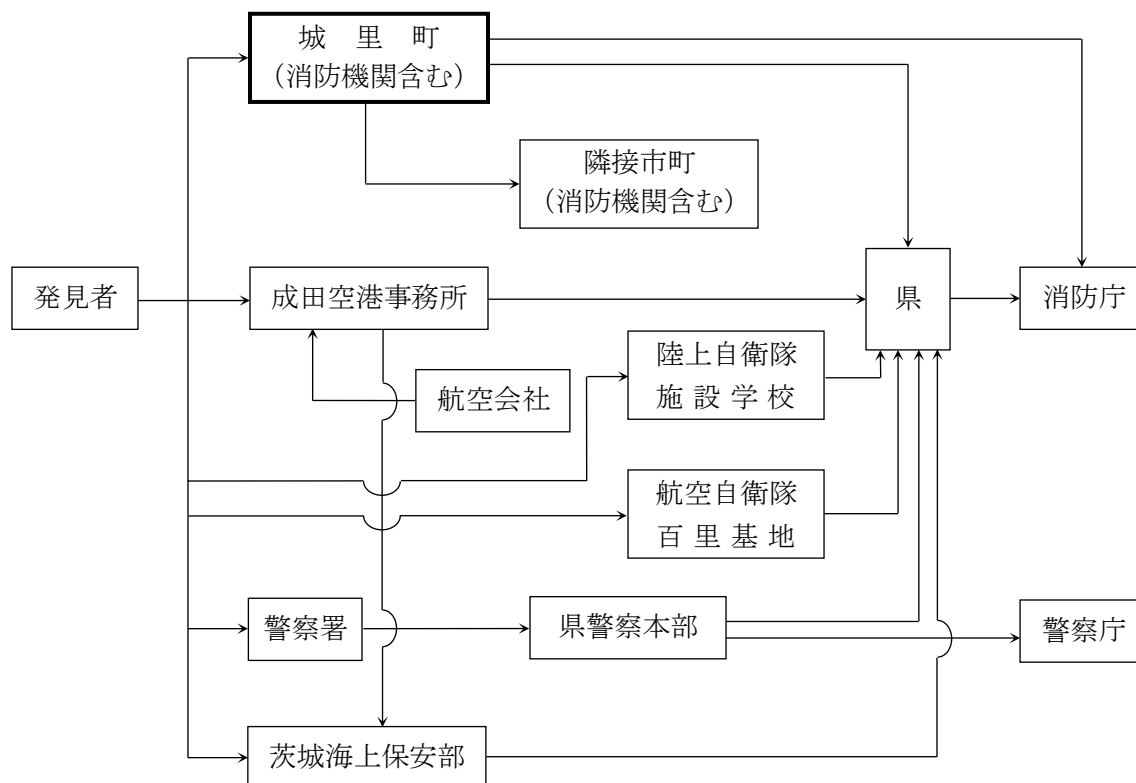
1 航空事故情報等の収集・連絡

- (1) 航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならないものとする。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。
- (2) 町は航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合、直ちに事故情報等の連絡を県に行く。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

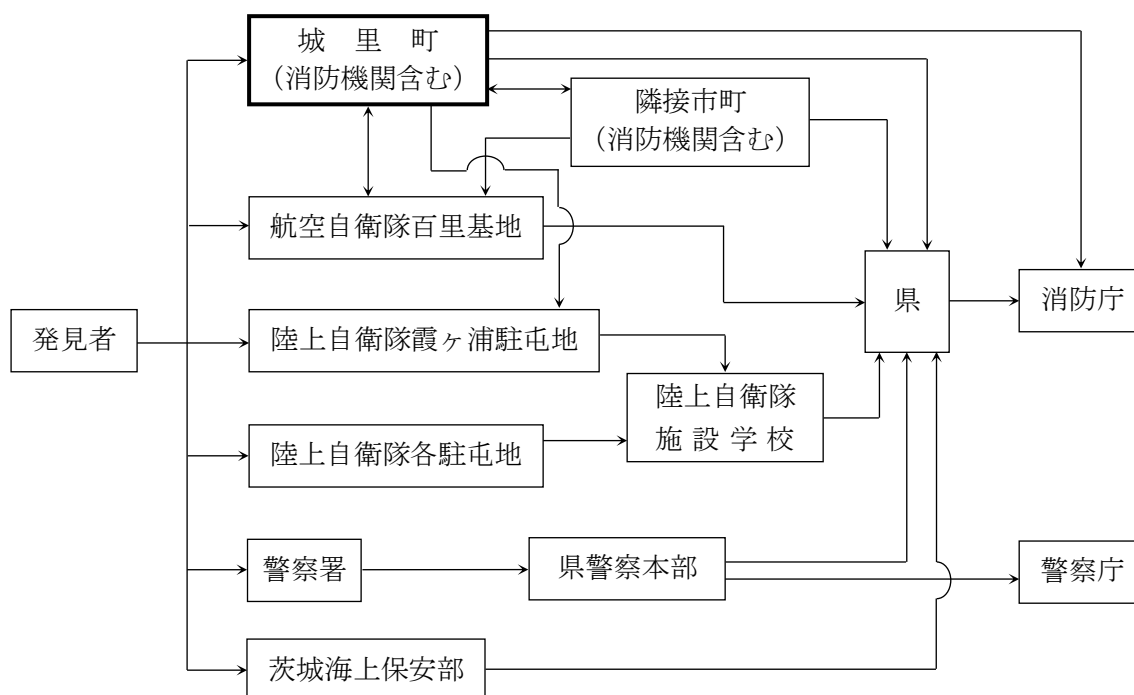
2 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

(民間機の場合)



(自衛隊機の場合)



(連絡先一覧)

機 関 名	担 当 部 署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 [宿直室 03-5253-7777]
成 田 空 港 事 務 所	航 空 管 制 情 報 官	0476-32-6410又は6411 (同 左)
茨 城 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	029-262-4304 (同 左)
陸上自衛隊施設学校	総 務 部 警 備 課	029-274-3211 内線233 (同 内線302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警 備 課	029-842-1211 内線2410 (同 内線2302)
航空自衛隊第7航空団	防 衛 班	0299-52-1331 内線231 (同 内線215)
茨 城 県	防 災 ・ 危 機 管 理 部	029-301-2879 (同 左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)

3 応急対策活動情報の連絡

町は県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節第1「災害対策本部」に準ずる。

2 広域的な応援体制

県内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編第2章第25節「応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

3 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに第2編第2章第24節「自衛隊に対する災害派遣要請」に準じて要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

町は主として以下の活動を実施することとする。

1 搜索活動

消防機関は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して搜索を実施する。

2 救難、救助・救急及び消火活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

町は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

3 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

さらに必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第2編第2章第17節第2「応急医療活動」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第35節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

第4 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難勧告等については、第2編第2章第11節「避難」に準じて実施する。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

町及び道路管理者は現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

また、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとし、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第2編第2章第6節「広報」に準ずるほか、次により実施する。

1 情報伝達活動

町は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

- (1) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 旅客及び乗務員の氏名・住所
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7 遺族等事故災害関係者の対応

町は遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第18節「防疫計画」、第2編第2章第20節「死体の捜索及び処理埋葬」に準じて実施するものとし、特に、町においては、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意する。

第2章 道路災害対策計画

第2章 道路災害対策計画

本計画は、町域において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 城里町の道路交通状況

城里町の道路は、水戸市から宇都宮市に至る国道123号が町の東部を南北に縦断するほか、主要地方道の県道笠間緒川線、同水戸茂木線、同石岡城里線、同日立笠間線及び一般県道の阿波山徳蔵線、真端水戸線、赤沢茂木線、鶏足山線、鶏足山片庭線、錫高野石塚線、城里那珂線が縦横に走っている。

第2 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達

町は、水戸地方気象台が発表する道路交通安全に係る気象・地象・水象等の情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

第3 道路施設等の管理と整備

1 管理する施設の巡回及び点検

道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、津波、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施

町及び他の道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

大規模な道路災害が発生した場合に備え、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

なお、町は緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、第2編第1章第7節「情報通信ネットワークの整備」に準ずる。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努める。

(2) 医療資機材等への備え

応急救護用医療品、医療資機材の備蓄については、第2編第1章第11節第8「医療救護活動への備え」に準ずる。

(3) 消火活動への備え

町は平常時より機関相互間の連携の強化を図る。

4 緊急輸送活動への備え

町は信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交管理体制の整備に努める。

また、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ、警備業者の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5 危険物等の流出時における防除活動への備え

道路搬送途上における危険物等流出事故の備えについては、本編第3章「危険物等災害対策計画」に定める予防対策を準用する。

6 関係者等への的確な情報伝達活動

町は被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災訓練の実施

大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

9 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第6 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2節 災害応急対策計画

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じる。

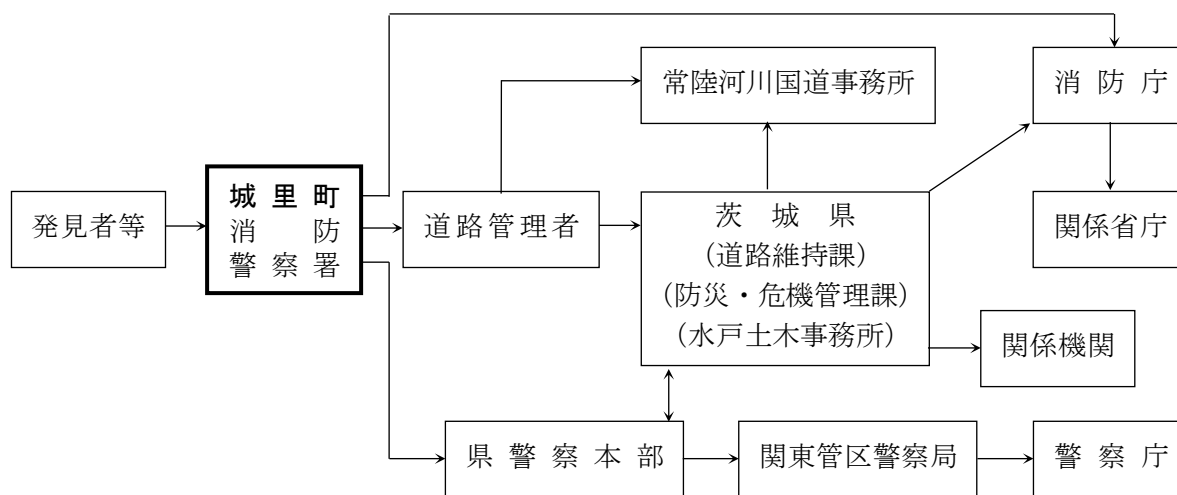
第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 道路災害情報等の収集・連絡

- (1) 道路災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官、消防吏員又は道路管理者に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。
- (2) 道路管理者は道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡する。
- (3) 町は大規模な道路災害の発生又は発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

2 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



(連絡先一覧)

機 関 名	担 当 部 署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 [宿直室 03-5253-7777]
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073 (同 左)
茨 城 県	防災・危機管理部	029-301-2879 (同 左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)
東日本高速道路(株)関東支社	水戸管理事務所	029-252-6151

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節第1「災害対策本部」に準ずる。

2 道路管理者の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

3 広域的な応援体制

町内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編第2章第25節「応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

4 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第24節「自衛隊に対する災害派遣要請」に準じて要請する。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

町は迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

2 医療活動

医療活動については、第2編第2章第17節第2「応急医療活動」に準ずる。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第35節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

3 消火活動

町は迅速かつ的確な消火活動に協力する。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

道路管理者は現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、本編第3章「危険物等災害対策計画」に準じて行う。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町は迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

町は災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

町は道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

- (1) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難指示（緊急）、避難勧告及び避難先の指示
- (3) 旅客及び乗務員等の氏名・住所
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

町は必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第8 防疫及び遺体の処理

町は発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第18節「防疫計画」及び第20節「死体の捜索及び処理埋葬」に準じて実施する。

第3章 危険物等災害対策計画

第3章 危険物等災害対策計画

本計画は、町内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

第1 危険物等災害（各災害共通事項）

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 保安体制の確立

事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。）は法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資するものとする。

町は危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

消防機関は必要に応じ、立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材を整備、充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(2) 保安教育の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

事業者は従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

2 災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町及び事業者は危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備する。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努める。

町は緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備する。

(2) 職員の活動体制の整備

町及び事業者はそれぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県、町及び事業者は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化ししておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図る。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

町防災関係機関及び事業者はオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努める。

(7) 避難収容活動体制の整備

町はあらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

町防災関係機関及び事業者は危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(9) 災害復旧への備え

町及び事業者は円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 防災知識の普及、住民の訓練

町は危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者等に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

第2 石油類等危険物施設

石油類等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 施設の保全

事業者は消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

2 石油貯蔵タンクの安全対策

(1) 地盤対策

消防機関は一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導する。

(2) 防災設備の強化

事業者は耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図る。

(3) 防災管理システムの強化

事業者は漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図る。

3 保安体制の確立

(1) 事業者は消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図る。

(2) 消防機関は危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第3 高圧ガス・火薬類

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

県は、次の予防対策を実施する。町もこれに協力する。

(1) 高圧ガス等の保安検査、立入検査

火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行う。

(2) 保安団体の活動の推進

関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導する。

(3) 火薬類搬送時の安全指示

火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示を行う。

2 毒性ガス対策

(1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

ア 事業者は事業所の所在する自治体等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施する。

被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置する。

発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、町等行政機関と日ごろから連携を密にし、対策を講じる。

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努める。

イ 町は毒性ガス漏洩を想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備する。

第4 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図る。

第2節 災害応急対策計画

危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じる。

第1 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

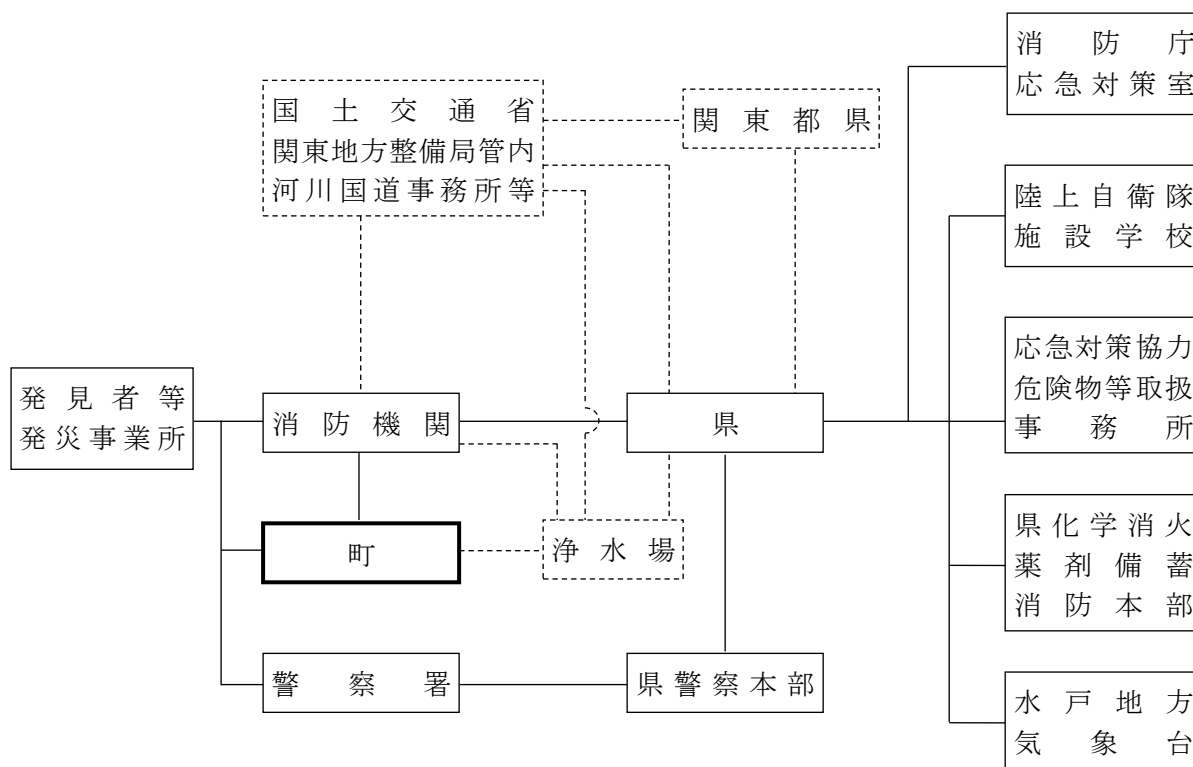
1 災害情報の収集・連絡

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備する。

2 災害情報の収集・連絡系統

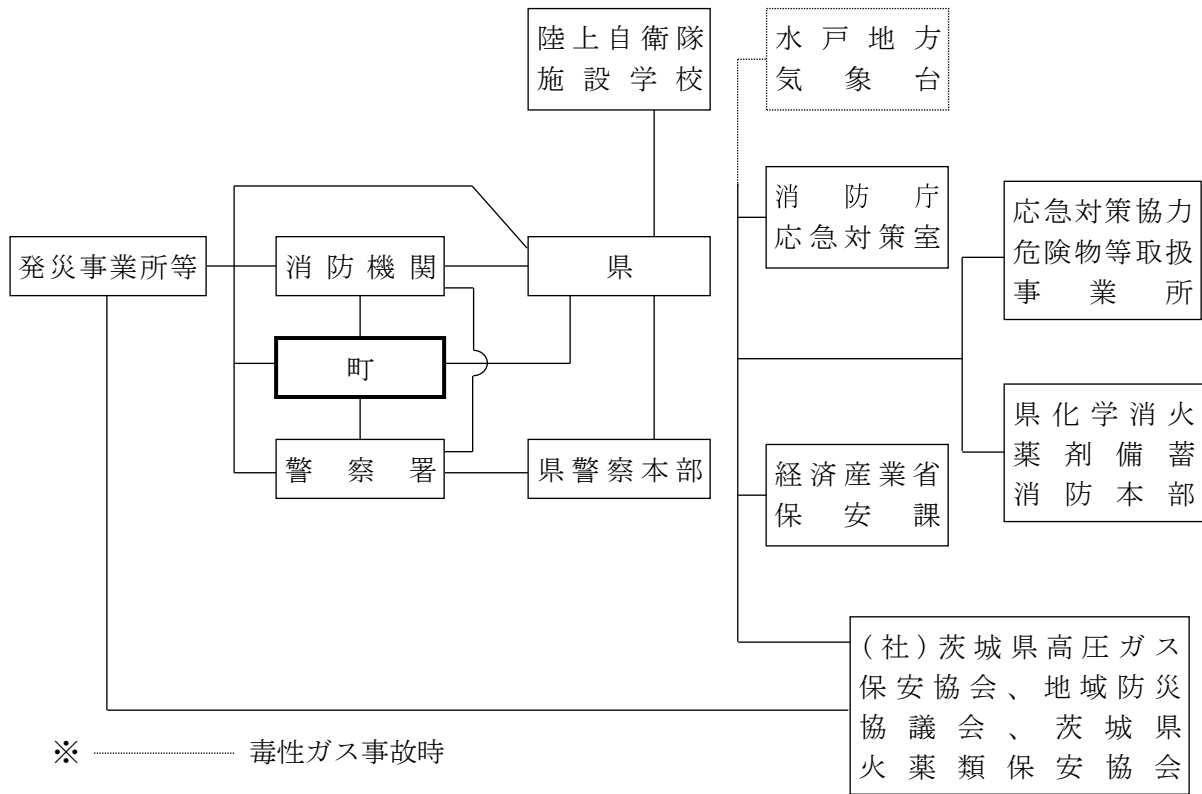
災害毎の災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

（石油類等危険物施設の災害）

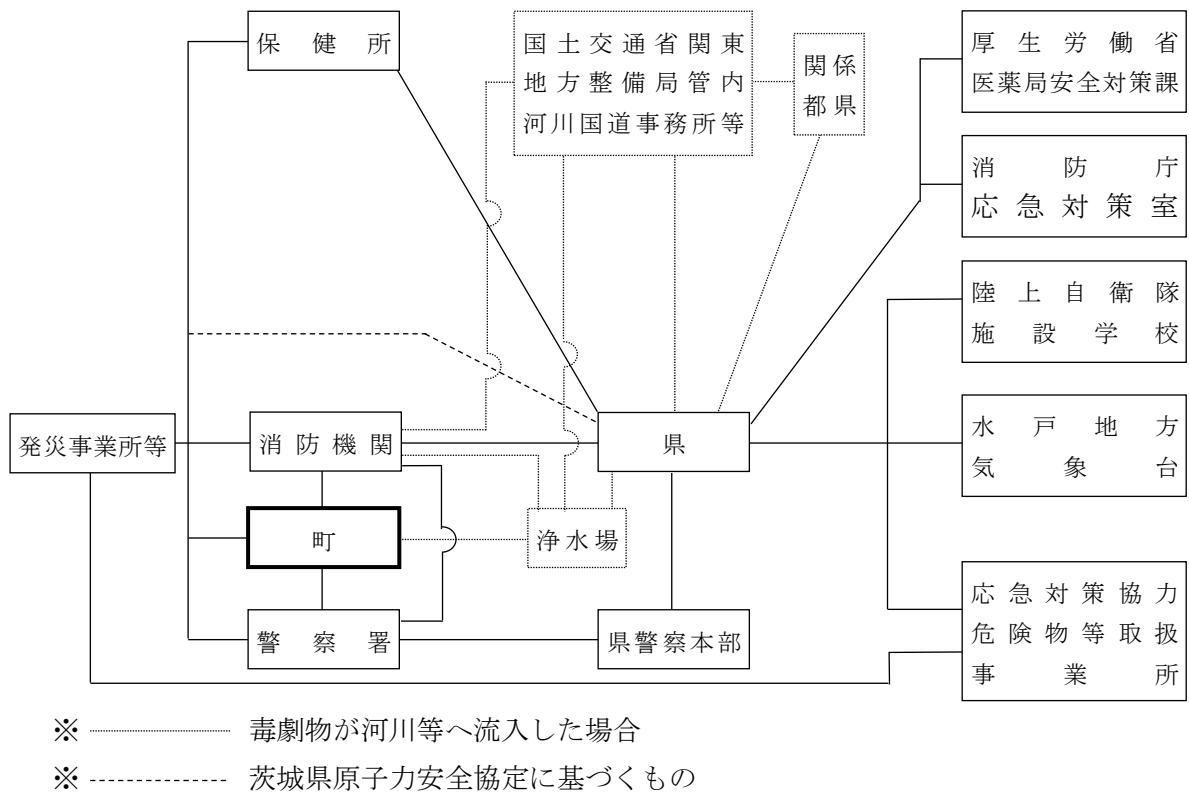


※-----河川等漏洩時のみ

(高圧ガス・火薬類、毒性ガスの災害)



(毒劇物取扱施設の災害)



3 被害状況の収集・把握

町消防機関は自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

4 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官に通報する。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力する。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに町長に、また、町長は、県、その他関係機関に通報する。

5 住民等への情報提供

町は防災関係機関相互との連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、住民等へ適切に提供する。

また、情報の伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第 2 編第 2 章第 1 節第 1 「災害対策本部」に準ずる。

第 2 活動体制の確立（各災害共通事項）

1 町の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置など必要な体制をとる。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第 2 編第 2 章第 1 節第 1 「災害対策本部」に準ずる。

2 事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずる。

また、消防機関、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進める。

第 3 石油類等危険物施設の事故

1 危険物火災等の応急対策

発災事業所は火災が発生した場合は、直ちに、119 番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。

消防機関、事業所の自衛消防組織は直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行う。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮する。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じる。

市町村及び消防機関は必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導する。

2 危険物の漏洩応急対策

(1) 非水溶性危険物の漏洩対策

石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

ア 排出の原因者は直ちに土のう装置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行う。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収に当たっては消防機関等の指示に従う。

イ 消防機関は直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施する。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力する。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用する。

有毒ガスが発生している場合、又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行う。

ウ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御する。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施する。その際、必要な場合は、町防災関係機関に協力要請する。

エ 町は必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施する。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管に当たっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導に当たる。

(2) 水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとる。

ア 排出の原因者は直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行う。

回収に当たっては、消防機関等の指示に従う。

イ 消防機関は直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施する。

ウ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者はパトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施する。また、必要な場合は、町防災関係機関に協力を要請する。

エ 町は必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導する。

3 浄水の安全確保

(1) 町及び消防機関は危険物の漏洩事故発生を確認したとき、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生を旨を通報する。

- (2) 浄水場管理者は浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとる。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進する。

第4 高圧ガス、火薬類の事故

1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

- (1) 事業者は直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出る。
自らの防御措置の実施が不可能な場合は、(社)茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請する。
- (2) 消防機関は高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行う。
火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動する。
- (3) 町及び消防機関は必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

2 毒性ガス応急対策

- (1) 事業者は直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏洩防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防機関に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝える。
また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施する。
自ら実施が不可能な場合は、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会等へ協力を要請する。
- (2) 消防機関及び町は発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等へ広報する。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行う。
消防機関は事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施する。
また、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送に当たる。

第5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

1 漏洩事故

町及び消防機関は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、住民等に迅速に広報する。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

事業者は、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防機関、警察署、保健所に緊急通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝える。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏洩箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行う。

自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請する。

2 浄水の安全確保

町及び関係機関は、漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合に、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生を旨を通報する。

第6 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事故については、次により応急対策を実施する。町は、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施する。

放射線使用施設等の事業者は、放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、町及び警察機関に事態を通報する。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防機関に通報するとともに、放射線障害を防止する必要がある場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告し、放射線障害を受けた者(受けたおそれがある者を含む。)を速やかに救出し避難させる。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行う。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくする。

また、消防機関等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力する。

第7 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県及び海上保安部署は連携して、応急対策を実施する。

1 原子力事業者等の対策

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡する。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施する。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期する。

2 町の対策

事故の通報を受けた町（消防機関）は、直ちにその旨を県（防災・危機管理部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行う。

第8 避難誘導対策

危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図る。この際、視聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第9 搜索・救出・救助対策

町、県及び消防機関は被災者に対して、相互に連携して搜索・救出・救助を行う。

第10 応援要請対策

1 自衛隊の災害派遣要請

町は自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第24節「自衛隊に対する災害派遣要請」に準じて要請する。

2 応援要請

第2編第2章第25節「応援・受援」に準ずる。

第11 医療救護対策

第2編第2章第17節第2「応急医療活動」に準じて実施する。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第35節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

第12 緊急輸送の確保

町は県警察に協力し、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等の応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第4章 大規模な火事災害対策計画

第4章 大規模な火事災害対策計画

本計画は、町域において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

町は、消防機関と連携し、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図る。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

ア 災害応急対策の円滑な実施を図るため、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 情報の分析整理

町は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、第2編第1章第7節「情報通信ネットワークの整備」に準ずる。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法の習熟を図るよう定期的に訓練を行う。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第2編第1章第11節第8「医療救護活動への備え」に準ずる。

(3) 消火活動への備え

町及び消防機関は、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努める。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第2編第1章第11節第6「緊急輸送への備え」に準ずるほか、

(1) 町は信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(2) 災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

町及び消防機関は避難場所・避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

(2) 避難場所

町及び消防機関は公園、公民館、学校等公共施設等を対象に避難場所を指定し、住民への周知徹底に努める。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

町は大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図る。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

町防災関係機関は大規模災害を想定し、住民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

第3 防災知識等の普及

1 防災知識の普及

町は全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及、啓発を図る。

2 防災関連施設等の普及

町は住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努める。

第2節 災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

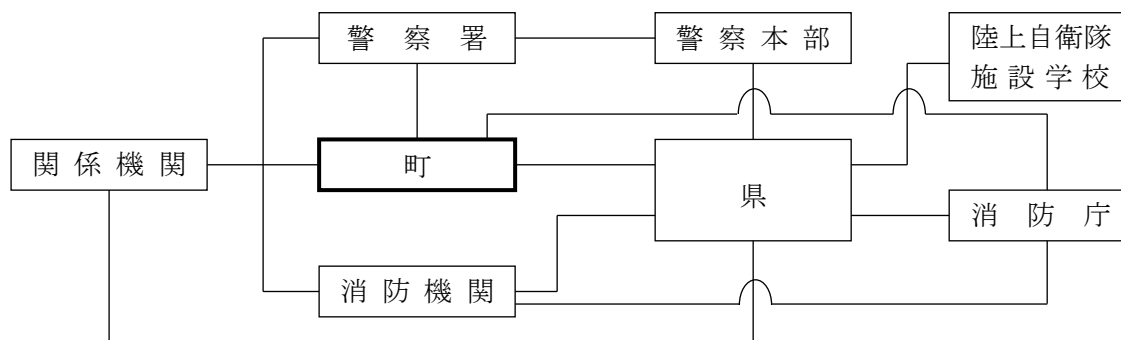
(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

町及び消防機関は火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 〔宿直室〕 03-5253-7777
茨城県	防災・危機管理部	029-301-2879 (029-301-2879)
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 内線 5751 内線 3571 〔総合当直〕 029-301-0110

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

2 通信手段の確保

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努める。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節第1「災害対策本部」に準ずる。

2 広域的な応援体制

町内において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、第2編第2章第25節「応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第24節「自衛隊に対する災害派遣要請」に準じて要請する。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

各機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請する。

2 資機材等の調達等

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。
なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行う。

3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第2編第2章第17節第2「応急医療活動」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第35節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

4 消火活動

町は災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、被災しなかった場合、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

町は県警察に協力し、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、

車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

発災時において、町が行う避難勧告等については、第2編第2章第11節「避難」に準ずるほか、次による。

1 避難誘導の実施

町は発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行う。

2 避難場所

発災時には、必要に応じ避難場所を開設する。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行う。

3 要配慮者等への配慮

避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障がい者等要配慮者等に十分配慮する。

第6 施設及び設備の応急復旧活動

町の所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

県（知事公室）及び町は火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等による。

- ・町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員

の配置等の体制の整備に努める。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第18節「防疫計画」及び第2編第2章20節「死体の搜索及び処理埋葬」に準じて実施する。

第5章 林野火災対策計画

第5章 林野火災対策計画

本計画は、町域において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次に掲げる対策を講じる。

第1 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

2 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、次の対策を講ずるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図る。

町では、林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努める。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡に当たる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図る。

(2) 通信手段の確保

ア 防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するとともに、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努める。一方、住民に対する災害情報等を広報するため、町災害行政無線の整備を推進する。

イ 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努める。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

町は緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

3 救助・救急、医療活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、車両、航空機等の整備に努める。

また、迅速な医療活動実施のため、第2編第1章第11節第8「医療救護活動への備え」に準じて事前対策を講じる。

4 消火活動への備え

町は防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努める。

5 緊急輸送活動への備え

第2編第1章第11節第6「緊急輸送への備え」に準ずる。

6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

- (1) 避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して要配慮者等に配慮した避難誘導體制の整備に努める。
- (2) それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備する。
- (3) 要配慮者等を入所させる社会福祉施設等の管理者は、避難確保計画を作成する。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施する。

第3 防災活動の促進

入山者に対する啓発を実施するとともに、広報紙への掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努める。

第2節 災害応急対策計画

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

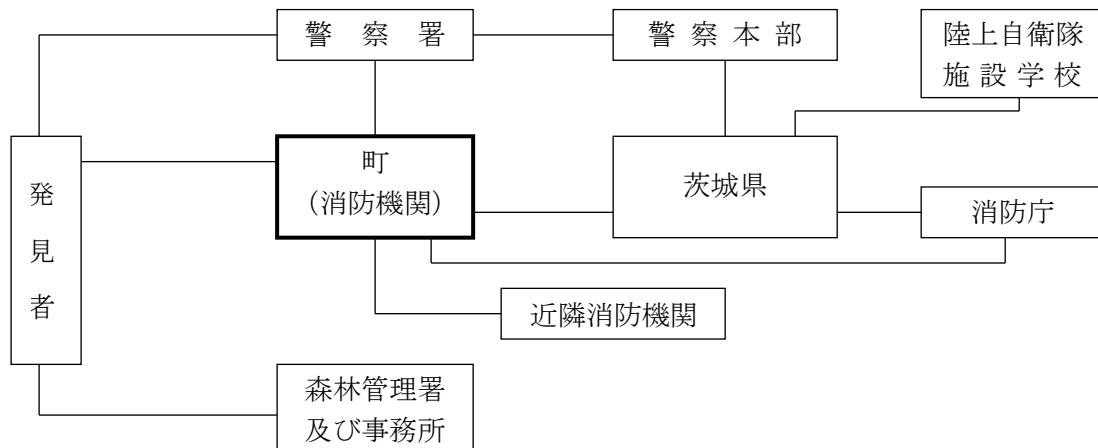
第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 林野火災情報の収集・連絡

火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

2 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)
茨城県	防災・危機管理部	029-301-2879 (029-301-2879)
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 内線5751 (総合当直) 内線3571

3 応急対策活動情報の連絡

町は応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

林野火災発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節第1「災害対策本部」に準ずる。

2 広域的な応援体制

町内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編第2章第25節「応援・受援」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第24節「自衛隊に対する災害派遣要請」に準じて要請する。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

町は被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の市町村に応援を要請する。

2 医療活動

林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、第2編第2章第17節第2「応急医療活動」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第35節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

3 地上消火活動

町及び消防機関は林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。自主防災組織及び住民は林野火災発生後初期段階において、通報及び消防本部、消防団が到着するまでの初期消火活動を行い、要請があれば消防機関に協力するよう努める。

4 空中消火活動

(1) 現地指揮本部

町が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

(2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で町は、県及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決める。

(3) 空中消火用資機材等

県内4か所（高萩市・十王町事務組合消防本部、常磐大宮市地方広域組合消防本部、新治地方広域事務組合消防本部、消防学校）に管理されている消火薬剤散布装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水、又は消火薬剤を散布する。

(4) 県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準

ア 地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

イ その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(5) 自衛隊ヘリコプターの派遣

町は、必要と認められる際には、県に対して自衛隊へヘリコプターの災害派遣を要請するものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保

1 交通の確保

町は県警察に協力し、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難勧告等については、第2編第2章第11節「避難」に準じて実施する。

第6 施設、設備の応急復旧活動

それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第2編第2章第6節「広報」に準ずるほか、次により実施する。

1 情報伝達活動

町は防災関係機関と連携し、林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第8 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努める。